

業務委託仕様書

- 1 この仕様書は、令和7年度の国道193号外5線道路情報表示装置保守点検業務(以下「業務」という)に適用する。
- 2 業務の実施にあたっては、この仕様書に記載されたものの他、「電気通信施設点検業務共通仕様書」などの各種指針・仕様書等、並びに関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。また、受託者は、雇用者及び使用者として労働関係法令等を遵守しなければならない。
- 3 業務の実施期間は、令和7年7月1日から令和7年8月31日までの間とする。
- 4 業務の対象は、次の道路情報表示板、路面冠水情報表示装置とする。
道路情報表示装置 : 表示部、副制御部、主制御機・操作機
 - ・国道193号(高松市三名町)内表示板1基、(高松市塩江町)内表示板1基
 - ・県道高松王越坂出線(高松市郷東町)内表示板1基、
2路線、3箇所、3基道路情報表示装置(五色台トンネル): 表示部、副制御部
 - ・県道高松坂出線(高松市中山町)内表示板1基
 - ・県道高松王越坂出線(高松市香西北町)内表示板1基
(高松市香西本町)内表示板1基
2路線、3箇所、3基路面冠水警報表示装置: LED表示板・制御機、監視盤
 - ・県道高松長尾大内線(高松市春日町)内表示板4基
 - ・県道高松善通寺線(高松市西宝町)内表示板2基
 - ・県道三木国分寺線(高松市仏生山町)内表示板2基
3路線、3箇所、8基
- 5 業務は、4の対象を常に良好な状態に維持することを目的とする点検契約とし、次の点検保守業務を行う。
 - ① 定期点検
実施期間内に1回、技術者による点検を行い、運転状態における性能を総合的に判断し、異常や不具合を発見した場合は直ちに適切な処置をとること。点検結果は報告書として提出すること。
点検内容は別紙のとおり。
 - ② 損耗部品の供給、機能維持のための修理工事
受託者において部品の供給・修理工事が必要と判断される場合は香川県高松土木事務所担当者(以下「担当者」という)と協議するものとする。高松土木事務所長(以下「所長」という)において、この業務委託契約で対応できないと認めるときは、別途契約を締結するものとする。

③ その他

撤去品及び残財の処理

作業によって発生する撤去品・残財は受託者が無償で引取り、その責任において速やかに搬出し、法令に基づき適正に処理すること。

- 6 受注者は、業務の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも同様とする。
- 7 業務実施期間中に機器の不具合により緊急の点検補修を行う必要が生じたときは、担当者の指示に基づき現地にて点検補修を行う場合がある。緊急の点検補修に関する契約方法等については、別途協議により決定するものとする。
- 8 所長において、委託契約の内容を変更する必要があると判断する場合には、受託者は担当者の指示に従い必要な図面・数量計算書等を作成し、速やかに提出しなければならない。
- 9 保安対策については、供用中の道路での作業となるため、「道路工事保安施設設置基準(案)」(四国地方建設局：昭和62年4月)に加え、「道路工事の安全施設設置要領(案)」((財)道路保全技術センター：平成8年3月)等についても参考に交通安全管理を実施するものとし、より一層の対策を講じなければならない。
- 10 交通誘導員を配置する場合は、以下の者を配置しなければならない。
 - ② 1、2級交通誘導警備検定取得者
 - ②警備員指導教育責任者資格証取得者
 - ③ 交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員高松長尾大内線、三木国分寺線、高松王越坂出線、高松善通寺線は、配置する警備員として、上記①の資格を有する者を必ず1名以上、配置しなければならない。その他の路線においては、上記①又は②の資格を有する者を必ず1名以上配置しなければならない。

なお、本仕様書で規定する、③交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員とは、警備業者に雇用されている警備員であり、以下に規定する

 - ・香川県警備業協会が行う講習を修了した者
 - ・交通誘導に関し警備業法に基づく教育を受けた者をいう。
- 11 受託者は、その責めに帰すべき事由により、委託業務の実施に関し、県又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 12 委託契約書、仕様書に記載されていない事項等が生じた場合には、直ちに関係する事項が確認できる資料を作成し、担当者に報告のうえ、その指示を受けなければならない。